

柏市地域防災計画

震災編
風水害等編
大規模事故編
放射性物質事故編

令和32年3月
修正

震

震災編		震
付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画		付
風水害等編		風
大規模事故編		大
放射性物質事故編		放
第1章 総則	第1節 計画の策定方針	第1 計画の目的 震-2
		第2 計画の概要 震-2
第2章 予防計	<p>令和3年3月修正案（抜粋）</p> <p>※修正箇所のみ抜粋し朱書き表記</p> <p>震-〇〇：ページ番号</p> <p>追加：<u>〇〇〇〇</u>（下線）</p> <p>削除：〇〇〇〇（取り消し線）</p>	
		第3 物資供給・給水体制 震-29
第3章 応急対策計画	第4節 災害時の相互応援に備える	第4 携 震-37
		震-39
第4章 復旧・復興計画	第1節 活動体制を整える	震-42
	第2節 被害を最小限にいとめる	震-46
キーワード検索	第3節 まちの機能を回復させる	震-51
	第4節 被災者生活を支援する	震-55
	第5節 災害救助法・激甚災害指定業務	震-58
	第1節 生活の安定化を目指す	震-60
	第2節 施設を復旧する	震-62
	第3節 早期に復興する	震-65
	第3 物資供給・給水体制	震-69
	第4 要配慮者支援体制	震-73
	第5 交通輸送体制	震-75
	第6 廃棄物処理体制	震-77
	第7 帰宅困難者支援体制	震-79
	第1 応援・受援体制の構築	震-81
	第2 応援・受援体制の拡充・強化	震-87
	第1 基本的事項	震-104
	第2 活動体制	震-108
	第1 情報収集・伝達	震-118
	第2 消防・救助	震-121
	第3 医療・救護	震-127
	第4 応援要請・市外被災地支援	震-136
	第5 要配慮者支援	震-140
	第6 避難対策	震-148
	第7 帰宅困難者支援	震-150
	第8 輸送支援	震-153
	第9 物資供給・給水	震-156
	第10 遺体対応・行方不明	震-159
	第11 災害拡大防止対策	震-163
	第1 ライフライン・道路の応急復旧	震-170
	第2 建物等の応急復旧	震-175
	第1 保健・環境衛生	震-180
	第2 生活安定・安全対策	震-184
	第3 相談対応	震-185
	第1節 生活の安定化を目指す	震-190
	第2節 施設を復旧する	震-195
	第3節 早期に復興する	震-196
	キーワード検索	震-197

震-28 ふるさと協議会「被災対策」追加

自助・共助・公助のイメージ

	自助	共助		公助	
		町会・自治会・区等	ふるさと協議会		
平常時	安全対策	◆建物の耐震化 ◆家具等転倒防止策 ◆消火器の配備	◆危険箇所の把握 ◆防災資源の把握		◆防災情報の提供 ◆防災マップの配布 ◆耐震化等の助成
	備蓄	◆水・食糧の備蓄 (最低3日分) ◆ライフライン寸断対策(懐中電灯、ラジオ、非常用トイレ袋等) ◆非常持ち出し品の準備 (家族に合わせた準備)	◆防災資機材の備蓄 (組織活動に必要なもの)		◆食糧の備蓄 (想定避難者1日分) ◆資機材の備蓄(避難所で必要となる大型資機材) ◆民間などからの調達体制構築
	被災対策	◆家族のルールづくり (集合場所、避難ルート、連絡方法等)	◆防災組織づくり ◆要配慮者の把握と見守り	◆防災組織づくり ◆近隣センター(地区災害対策本部)との連携	◆防災組織づくり支援 ◆近隣センター(地区災害対策本部)の体制強化 ◆情報通信機器の整備
		◆避難場所・避難所の確認	◆避難場所・避難所の選定 ◆避難所運営組織の結成	◆ 避難場所・避難所の選定 ◆ 避難所運営組織の結成	◆避難場所、避難所の拡充 ◆避難所運営組織の結成支援
講習・訓練	◆防災講習会への参加 ◆防災訓練への参加	◆防災講習会の実施 ◆防災訓練の実施	◆防災講習会の実施 ◆防災訓練の実施	◆防災講習会の実施支援 ◆防災訓練、防火指導の実施支援	

震-30 「体温計」追加

【非常持出品リスト】

- 常に準備しておくものの一例
 - ・非常食品(乾パン、缶詰、栄養補助食品、水、水筒、皿、コップ、割り箸、缶切、家族構成にあった食品等)
 - ・応急医薬品(ばんそうこう、傷薬、解熱剤、消毒薬、目薬、常備薬等)
 - ・生活用品(衣類、タオル、ウエットティッシュ、マスク、**体温計**、手袋、雨具、ライター、ビニール袋、生理用品、紙おむつ、簡易トイレ、家族構成にあった生活用品)
 - ・その他：携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池、非常持ち出し袋
- 災害時に非常持ち出し品とあわせて持ち出すものの一例
 - ・貴重品等(現金、預貯金通帳、カード、印鑑、免許証、権利証書、健康保険証、お薬手帳(診察券とセット)、携帯電話、充電器)

震-30 自助の育成：「こども園」追加

(2) 学校

ア 幼稚園・こども園・保育園・こどもルーム

園児・児童の安全を第一に考え、日頃から防災教育や訓練の実施を励行する必要があるため、訓練等の実施に必要な資機材を提供し、その充実を支援する。

親が市外へ働きに出ている等すぐに子どもを引き取ることが困難な場合を想定し、一定期間子どもを預かることのできる支援対策を構築する。

震-32 共助の育成：「団体数」修正、「災害時に慌てないために」追加

(2) 町会・自治会・区等

町会・自治会・区等は、令和3年3月7月現在、296297団体が組織化されている。災害対策においては、その組織力を生かして「共助」の中心的な役割を担うことが求められる。日ごろの地域活動の機会をとらえて、下記のような災害対策に関する活動を盛り込んでいくことが重要である。

災害時に慌てないために	<ul style="list-style-type: none">■ 避難場所、避難所を選定しておく。(指定緊急避難場所、指定避難所、一時的な空間地・ふるさとセンター等の活用)■ 地域の災害リスクを確認し、地区別避難マップ等を作成する等しておく。(柏市web版防災・ハザードマップ、柏市災害時あんしんマップ、柏市地域別防災カルテ参照)■ 防災組織をつくり、活動する。<ul style="list-style-type: none">・情報収集伝達、消火、救出救護、避難誘導、給食給水・避難所の開設・運営の組織づくりへの協力・防災訓練の実施、防災チラシの回覧など、防災知識・技術の普及■ 地域防災リーダー講習会へ参加し、「防災推進員」として災害時に防災活動を行う上で必要な知識、経験並びに技能を学ぶとともに、地域内で知識を共有する。
-------------	--

震-35 共助の育成：「コミュニティエリア数」修正

(3) ふるさと協議会

ふるさと協議会は、市内2120のコミュニティエリアごとに昭和55年度から組織されており、エリア内の町会・自治会・区等や様々な団体で構成され、住みよい地域づくりのため、様々な事業を実施している。(柏の葉コミュニティエリアは未設置(令和元年11月現在)。)

災害時に被害の軽減と被災者支援を効果的に進めるため、近隣センターに設置される地区災害対策本部との協力体制の構築に努める。

震-38 物資の運搬体制「コミュニティエリア数」修正

2 災害時の協力体制の確立

物資の運搬体制	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄倉庫から指定避難所への物資運搬が円滑に行なえるよう、各コミュニティエリア（2120エリア）内において、エリア内の事業者等との連携により、運搬体制を確立する。
---------	--

震-45 「誤字」修正

(2) 複合災害対策

種類	主管部局	想定危機事象	活動内容
ウイ + ルス発生	保健所	食中毒患者多数発生、避難所感染症患者多数発生	感染者の特定、ウイ + ルスの特定、発生元の特定

震-46 「耐震化率」修正

現状と課題

- 市有建築物の耐震化は約98.97%（令和2平成31年4月1日現在）となったが、日頃から多くの住民が利用し、災害時は防災拠点となることから耐震化は急務である。

震-46 「時点」修正

施策方針

1 建物の安全対策

人命を守るためには建物の耐震性向上が不可欠な要素となる。市では「柏市耐震改修促進計画」（令和2平成30年4月）、「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、耐震性の向上を目指す。

震-51 「携帯電話・IP電話整備状況」修正

施策方針

1 情報通信設備の整備

電話	携帯電話・IP電話等	一部稼働中	<ul style="list-style-type: none"> IP携帯電話は帰宅困難者一時滞在施設市内の全保育園で導入済み。今後、他の通信手段を含め、通信手段の多重化に向け導入を検討する。
----	------------	-------	---

震-55 「広域避難場所、指定緊急避難場所指定数」修正

【避難場所・避難所】

種別	場所	箇所数
広域避難場所	千葉県立柏の葉公園、日立柏総合グラウンド、 廣池学園 、中原ふれあい防災公園、 大堀川防災レクリエーション公園	4箇所
指定緊急避難場所	学校の校庭、公園等	143+42箇所
指定避難所	学校の体育館、近隣センター等	109箇所

震-56 「避難所の施設整備」追加

2 避難所の施設整備

市は、避難所に指定された建物について、次の点に留意し、施設の整備に努める。

- 避難生活の長期化、要配慮者に対応するための通信機器や換気、適温管理、照明施設等避難生活の環境を良好に保つための設備を整備する。
- 幅広い年齢・性別・家族構成の避難者に対応するため、テント型の更衣室・授乳室、家族のプライバシーが確保することのできる備蓄を整備する。
- 平時より動物専用避難所、同行可能避難所の候補地を検討する。
- 発災時の避難誘導を速やかに行うため、避難所表示板や誘導板を整備する。整備にあたっては、ユニバーサル・デザインや多言語化を図り、分かりやすい表記とする。
- 季節に配慮した備蓄品（感染症対策用備蓄品）の整備、もしくは供給に向けた協定締結に努める。
- 各近隣センターに対して、Wi-Fiスポットを整備する。
- 各近隣センターにおける要配慮者支援として、近隣センター1階に敷くことができるようなシートやマットを配備するとともに、大規模改修の機会を捉え、バリアフリー化に配慮した設備を整える。
- 周囲の環境（音、光、臭気）に敏感な方に配慮する。
- 障害者に対しては、特性に応じた対応が必要となるため、家族の方等と協力し、きめ細やかに対応する。

震-58 「地盤被害の防止」修正

現状と課題

- ◆ 土砂災害警戒区域等危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）については、令和3年1月15日現在、5762箇所が千葉県により公表されており、このうち19箇所が土砂災害（特別）警戒区域に指定されている。

震-65 「物資・資機材の備蓄」修正

施策方針

1 物資・資機材の備蓄

自助・共助による備蓄を原則とするが、不足に備え、発災から3日後目までの避難者に必要な食糧と指定避難所で必要となる最低限の物資・資機材を備蓄する。

震-66 「備蓄品の目標数と実績数」、「コミュニティエリア数」、「防災備蓄倉庫数」、「指定避難所の備蓄物資」修正、追加

【主な備蓄品の目標と実績】

令和3 平成31年3月現在

品目	目標	実績
----	----	----

食糧	保存食	400,000食 (発災から3日後までの避難者に必要な数)	<u>296,287</u> 265,696食
飲料水	保存水(500ml)	20,000本(避難所×200本)	<u>32,568</u> 30,984 本
資機材	毛布	40,000枚 (発災から3日後までの避難所避難者に必要な数)	<u>33,527</u> 34,927 枚
	仮設トイレ	300台(避難所×3台)	300台
	簡易トイレ	1,300台(避難所×13台)	2,594台
	非常用トイレ袋	<u>437,000</u> 700,000 枚 (発災から3日後までの避難者に必要な数)	<u>368,014</u> 354,414 枚
	バーナーセット	100台(避難所×1台)	84台
	かまどセット	300台(避難所×3台)	255台
	発電機	200台(避難所×2台)	<u>300</u> 277 台
	投光器	100台(避難所×1台)	<u>111</u> 109 台
	簡易更衣室	200台(避難所×2台)	200台
間仕切り	3,000組(避難所×30組)	<u>3,435</u> 4,255 組	

2 備蓄物資の保管・運搬

(1) 防災備蓄倉庫の整備

今後、物資・資機材を目標に従って備蓄した場合、保管するための倉庫が不足する。このため、コミュニティエリア(2120エリア)ごとの分散備蓄を基本として、避難所となる市立小・中学校等の余裕教室等、既存施設の利用を積極的に進める。

【防災備蓄倉庫】 令和3平成31年4月現在

種別	場所	箇所数
単独倉庫	公園、学校の校庭等	32箇所
教室倉庫	小中学校の教室等	<u>1244</u> 箇所
計		<u>4443</u> 箇所

(2) 備蓄物資の避難所配備

【指定避難所の備蓄物資】※()内は近隣センターの保管数量

	品目	数量
食糧	保存食	200食(100食)
飲料水	保存水(500ml)	264本(504本)
資機材	毛布	200枚(50枚)
	発電機	1台(1台)
	投光器	1台(0台)
	非常用トイレ袋	200枚(200枚)
	間仕切りパーティション	<u>20張(20張)</u>
	屋根付き間仕切りパーティション	<u>10張(10張)</u>
	多目的ベッド	<u>20台(20台)</u>
	避難所運営グッズ	1セット(1セット)

震-67 「避難所運営グッズ」、 「コミュニティエリア数」修正、追加

※避難所運営グッズの内容		
①両サイドマジック(黒)：2本	②両サイドマジック(赤)：2本	③事務用鉛筆：1ダース
④鉛筆削り：1台	⑤ゼロハンテープ：2個	⑥布粘着テープ：10巻
⑦事務用はさみ：2個	⑧PPC用紙(A4)：1冊	⑨画紙：1箱
⑩ラジオ(手回し充電)：1台	⑪コップろうそく：10個	⑫簡易ライト：3本×5セット

⑬ポリ袋(90L)：10枚×3袋	⑭ソーラー充電式ランタン：2個	⑮マグネットシート：1枚
⑯メガホン：3本	⑰タオル：20枚	⑱簡易バケツ：2個
⑲タッパ：1個	⑳避難者名簿カード：100枚	㉑搬入物内訳書：1枚
㉒蓋付き透明コンテナ：1箱	㉓携帯充電用マルチコネクター：1個	㉔ゲルチョコク：2本
㉕マスク：100枚	㉖手指消毒液(500ml)：4本	㉗非接触型温度計：2本
㉘接触型体温計：1本	㉙フェイスシールド：45枚	㉚除菌シート(25枚)：100個
㉛ハンドソープ(250ml)：4本	㉜次亜塩素酸消毒液(600ml)：1本	㉝ペーパータオル(200枚)：20個
㉞使い捨て手袋(100枚)：9箱	㉟透明ビニールシート(1m)：5枚	

(3) 物資運搬体制

道路交通障害時でも、防災備蓄倉庫から指定避難所に物資が円滑に運搬できるよう、地域住民組織や事業者等の協力により、各コミュニティエリア（2120エリア）内での迅速な運搬体制を整える。

震-68 「生活用水応急給水所箇所数」修正

【応急給水所】

令和32年1月現在

	設備名	箇所数	備考
生活用水	防災用簡易井戸	<u>1847</u>	手押し式
	災害用井戸協力の家	<u>3066</u>	
	計	<u>4883</u>	

震-72 「支援体制の整備、防災知識・技術、居住状況の把握」修正

4 外国人への支援	
支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市は柏市交際交流センター指定管理者協会と連携し、発災時の外国人支援対策本部多言語支援センターの運営体制を整備する。 ■ 多言語支援センターの設置に関して、必要な事前調査や事前準備等をリストアップし、多言語化が必要な事項については翻訳する。
防災知識・技術	<ul style="list-style-type: none"> ■ 柏市国際交流センター指定管理者協会や民間団体、多言語支援センターと連携を図りながら、日ごろから外国人との交流機会の創出、支援環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。 ■ 多言語による防災マップ、啓発冊子の作成・配布 ■ 外国人のための防災訓練・防災講習会 ■ 外国籍住民を交えた地域防災活動の推進
居住状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市は、市内外国人の人数、国籍、在住地域の情報を把握し、柏市国際交流センター指定管理者協会と共有する連携し、情報を最新に保つ。

震-74 「ヘリコプター離発着場選定地」修正

【離発着場選定地】

①利根運動広場	②田中中学校グラウンド	③富勢運動場	④大堀川防災レクリエーション公園	⑤柏中学校グラウンド	⑥名戸ヶ谷小学校グラウンド	⑦光ヶ丘中学校グラウンド
⑧中原ふれあい防災公園	⑨逆井中学校グラウンド	⑩手賀の丘公園運動場				

震-76 「仮設トイレの整備」修正

2 し尿処理	
仮設トイレの整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下水道施設の被災対策として、仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を備蓄している。 ■ 広域避難場所である中原ふれあい防災公園にマンホールトイレ（138基）を整備しているが、今後建設される公共施設や公園等については、同設備の整備に努める。 ■ 下水道が整備されている避難所（小学校30校）に令和6年度までに30箇所（61基）のマンホールトイレの整備を進める。 ■ <u>令和2平成30</u>年4月までに、柏の葉小学校（8基）、風早南部小学校（3基）、柏中学校（4基）、市立柏高等学校（4基）、柏の葉中学校（5基）、<u>松葉第一小学校（2基）、松葉第二小学校（2基）</u>が整備されている。

震-80 「応援協定締結自治体」修正

【応援協定締結自治体】

（令和2H31年4月1日現在）

東葛飾地域	市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
千葉県内	千葉県内全市町村
姉妹・友好都市等	青森県つがる市、福島県只見町、茨城県水戸市、神奈川県綾瀬市
中核市	<u>6058</u> 市
中核市応援チーム	福島県いわき市、群馬県高崎市、長野県長野市、滋賀県大津市、広島県福山市、大分県大分市、東京都八王子市、兵庫県明石市、大阪府寝屋川市

震-86 ふるさと協議会「避難行動、被災生活支援」追加

自助・共助・公助のイメージ

	自助	共助		公助	
		町会・自治会・区等	ふるさと協議会		
災害時（初動期）	人命保護	◆身を守る ◆自宅の消火・救助 ◆隣近所の消火・救助	◆組織的な消火・救助活動	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力	◆消火・救助・医療・救護 ◆自衛隊・他市への応援要請
	情報	◆家族の安否確認 ◆隣近所の安否確認 ◆掲示板の確認	◆被害・安否情報収集 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への伝達 ◆掲示板への掲示	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力	◆被害情報、住民安否情報に基づく救援・支援 ◆広報活動
	避難行動	◆避難場所等への避難 ◆指定避難所への避難（自宅等が危険な場合）	◆指定避難所への誘導 ◆避難所開設協力	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力 ◆ 避難所開設協力	◆避難者の誘導 ◆避難所の開設・運営
	被災生活支援	◆町会・自治会・区等の活動に協力	◆避難所運営協力 ◆在宅被災者支援	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力 ◆ 避難所運営協力	◆生活救援対策（水・食糧・生活必需品の供給、健康管理）

震-88 「部局別活動概要（財政部）」修正

部局	時期	活動概要
財政部	3時間以内	被害調査担当の地区災害対策本部活動の開始
	12時間以内	大規模被害地域被害調査完了
	72時間以内	住家等被害認定調査開始
		罹災証明書・被災届出証明書発行に関する広報開始
	1週間以内	罹災証明書・被災届出証明書発行開始
	2週間以内	被災者支援（減免・申告納期限の延長）

震-90 「部局別活動概要（こども部）」修正

部局	時期	活 動 概 要
こども部	3時間以内	保育園児・児童等の保護・安全確認
		地区災害対策本部への参集開始
		保護者への引渡し
		入所児童の保護・安全確認
	24時間以内	こどもルーム活動資源の確保（施設、設備、情報通信等）
		こども部所管施設の対応
		市立公立保育園の活動資源の確保（施設、設備、情報通信等）
		施設の被害確認
	72時間以内	保育の再開
	1か月以内	保育施設・職員の確保（全保育園等の再開）
	随 時	保健福祉部の応援
		被災者支援（災害遺児に対する生活支援・心と体のケア、各相談や支援情報の案内）

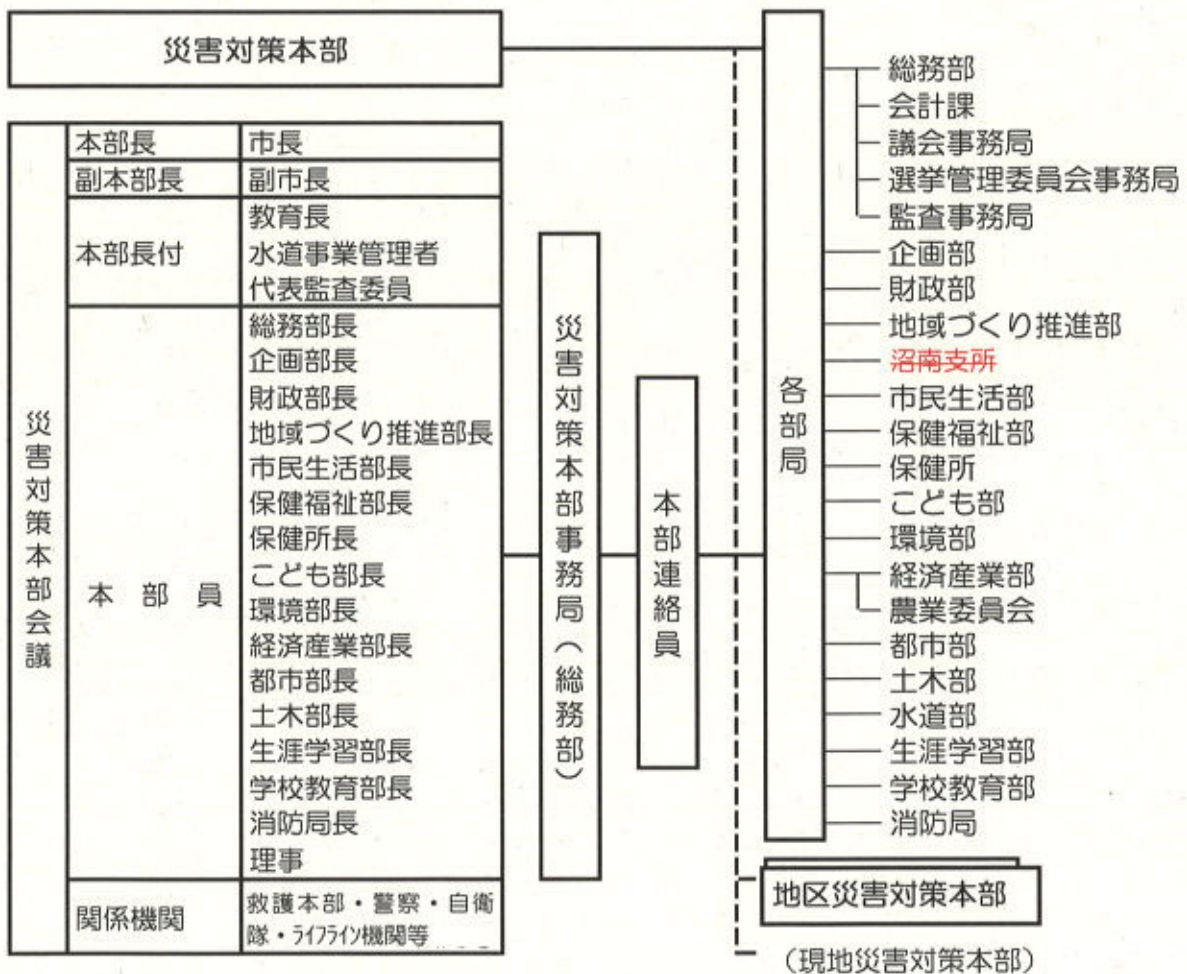
震-91 「部局別活動概要（環境部）」修正

部局	時期	活 動 概 要
環境部	3時間以内	簡易・仮設トイレ設置方針の検討
		地区災害対策本部活動の物資担当に対する非常用トイレ袋の配送及び簡易トイレ・仮設トイレの設置依頼
		非常用トイレ袋の配備
	12時間以内	発生廃棄物の推定開始
		廃棄物仮置場ストックヤード調査開始
	24時間以内	簡易・仮設トイレ設置
		応援要請（し尿・がれき処理）
		し尿処理計画の検討
		廃棄物仮置場ストックヤードの決定
		廃棄物の収集・処理方法の決定
	72時間以内	被災地の消毒開始
		し尿収集・運搬開始
		廃棄物処理の広報
		応援協定業者によるし尿の収集・運搬開始
		廃棄物収集開始
		廃棄物自己搬入受付開始
	1週間以内	施設復旧完了

震-95 「警戒本部構成」修正

構成	協議事項
<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務部長 ■ 財政部長 ■ 地域づくり推進部長 ■ 保健福祉部長 ■ 保健所長 ■ こども部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ■ 学校教育部長 ■ 消防局長 <p>※上記以外の部局は応援待機</p>	<p>その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被害情報の収集 ■ 県又は防災関係機関からの情報収集 ■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 <p>※市長への報告は副市長を通じて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ その他

震-96 「本部の組織と編成」修正



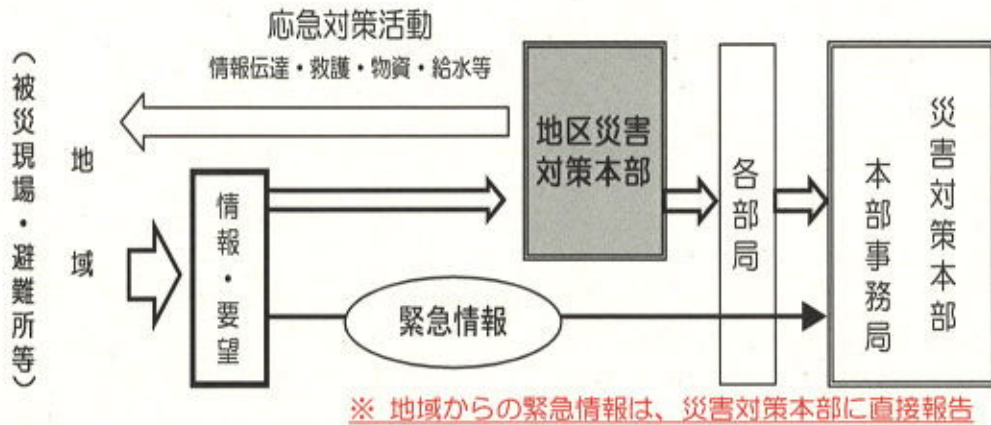
震-102 「コミュニティエリア数」修正

ア 地区災害対策本部（本部員）の役割

※地区災害対策本部（市内21-20のコミュニティエリア地域）・・・【資料編 3-2】

震-103 「緊急情報 ※」追加

イ 地区災害対策本部の情報連携（イメージ）



震-107 「危機管理・防災リーダー」追加

(3) 指揮伝達・活動体制の準備

危機管理・防災リーダー	■ 緊急対策における実働部隊の指揮者として危機管理・防災統括リーダーを補佐する。
-------------	--

震-112 「報告すべき災害」「資料編番号」修正

(4) 県への災害情報の報告

ア 本部事務局（情報統制班）から県への報告

報告すべき災害	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害救助法の適用基準に合致するもの。 （第3章第56節(1)第4「災害救助法」参照） ■ 市が災害対策本部を設置したもの。 ■ 災害が他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては同一災害で大きな災害をもたらしているもの。 ■ 地震が発生し、東葛飾地域内で震度4以上を記録したもの。 ■ 上記に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響等度が高いと認められるもの。
---------	--

※千葉県危機管理情報共有要綱報告の種類、時期、方法等・・・【資料編 15-12】

イ 各部局から県への報告

※被害情報等伝達経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 15-4】

※県の報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 15-35】

震-114 「災害時広報」修正

ウ 広報の内容

地震発生直後から3日 くらいまで	<p>混乱防止 生存確認関連 生活支援関連</p> <ul style="list-style-type: none">■ 災害情報及び被災状況に関すること<ul style="list-style-type: none">・ 余震 ・ 倒壊建物 ・ 火災■ 注意喚起、避難情報の発令に関すること<ul style="list-style-type: none">・ 避難時の注意 ・ 避難所開設 ・ 福祉避難所受け入れ■ 二次災害防止に関すること<ul style="list-style-type: none">・ 出火防止 ・ 人命救助の協力■ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること<ul style="list-style-type: none">・ 安否確認 ・ 応急給水 ・ 食料、生活用品配給■ その他必要な事項<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関の受け入れ ・ 公共交通機関 ・ ライフライン
3日目以降、生活再開時期	<p>生活支援関連 被災者支援関連 応急・復旧対応</p> <ul style="list-style-type: none">■ 避難者、避難所向け生活・住宅関連情報■ 避難者及び在宅市民向け給水、食糧の供給に関する情報■ 医療機関の受け入れ・開設された医療施設情報■ 各種相談窓口情報■ 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況■ 業務を行っている行政サービス情報■ 義援金、支援金、租税の特別措置、雇用情報、罹災証明・被災届出証明の発行■ 行方不明者、遺体安置情報■ 市外避難者向け情報■ その他必要な事項

震-122 「脱字」追加

活動方針

(1) 医療提供方針

市と関係機関は、救護本部の指示のもと、協力して医療・救護活動を行う。

震-127 「人的応援要請・受援」追加

第4 応援要請・市外被災地支援

項目	担当部局	関係機関
1 人的応援要請・受援	総務部（応援・受援窓口）、 企画部、保健福祉部、保健所、消防局、各業務担当部（応援・受援窓口）	県、応援協定市、自衛隊、 緊急消防援助隊、DMAT、 JMAT、 <u>DWAT</u> 、日本赤十字社

震-130 「緊急応援要請（千葉県）」追加

<u>DWAT</u> (災害福祉支援チーム)	■ 本部長は、避難所等において要配慮者支援に係る人的応援が必要と判断した場合、知事に対して千葉県DWAT本部へ派遣要請を依頼する。
----------------------------	---

震-131 「緊急応援要請（医療提供者）」修正

日本赤十字社	■ 市(保健福祉部)から日本赤十字社 <u>千葉県支部を通じて</u> 要請する。
--------	---

震-131 「主な応援要請業務」修正

【主な応援要請業務】

<input type="checkbox"/> 物資関係（搬送、管理）	<input type="checkbox"/> 避難所運営	<input type="checkbox"/> 福祉避難所運営
<input type="checkbox"/> 保健業務（要援護者対応等）	<input type="checkbox"/> 生活保護	<input type="checkbox"/> 建物応急危険度判定
<input type="checkbox"/> 建物被害調査	<input type="checkbox"/> 罹災証明・ <u>被災届出証明</u> 発行	<input type="checkbox"/> 上水道復旧・給水活動
<input type="checkbox"/> 廃棄物処理	<input type="checkbox"/> 下水道復旧	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅供給支援
<input type="checkbox"/> 各種相談業務	<input type="checkbox"/> 復興支援	

※災害時に関する各種協定締結一覧・・・・・・・・・・・・・【資料編 2-1】

震-132 「米穀等調達関係資料番号」修正

※ 米穀等調達関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 10-45】

震-136 「要配慮者支援」追加

5 要配慮者支援

項目	担当部局	関係機関
1 要配慮者支援	保健福祉部、保健所、こども部	町会・自治会・区等、柏市社会福祉協議会、 <u>DWAT</u>

震-137 「二次的避難所（福祉避難所）の運営」修正

(4) 二次的避難所（福祉避難所）の運営

避難者に対しては、「第2章 第3節 第4 ~~3 (2)(3)イ~~ 社会福祉施設等における対策」の「要配慮者の特徴と配慮」(下部に示す表の事柄)に留意しながら、保健師や看護師等による長期的な経過観察・支援を行う。また、避難所や自宅で生活する要配慮者の訪問は、薬剤師や栄養士、歯科衛生士、理学療法士、マッサージ師等とも連携して行う。

震-138 「外国人支援対策本部の設置、通訳翻訳ボランティアとの連携、多言語支援センターの設置」修正

(1) 外国人支援対策本部の設置

パレット柏市役所本庁舎3階に外国人支援対策本部を設置し、外国人に対する情報の提供に万全を期すため、柏市国際交流センター、通訳翻訳ボランティア等との協力体制等を整える。また、職員で多言語による通訳や翻訳が可能な職員の協力により、外国人への情報提供と問い合わせに対応する。

(3) 通訳翻訳ボランティアとの連携

避難所に避難している外国人を支援するため、通訳翻訳ボランティアの協力により、避難所を巡回し、掲示板等への外国語表記や通訳支援を行う。また、必要に応じて千葉県災害時多言語支援センターにボランティアの派遣を要請する。

(4) 多言語支援センターの設置

市（地域づくり推進部）は、避難所に避難している外国人の支援として避難所を巡回するため、必要に応じて、千葉県に多言語支援センターの設置を要請する。

震-140 「避難対策 基本方針」追加

基本方針

- 避難情報を発令する場合は、住民等の安全確保のため関係機関との情報共有を徹底するとともに、発令や解除の経過記録を作成する。
- 避難所の準備や開設を待たずに、適切なタイミングで、躊躇なく各避難情報を発令する。
- 避難所へは、原則「徒歩」により避難する。
- 休日・夜間の避難所開設は、近隣住民等を含めた鍵の所持者が行う。
- 避難所における基本方針は次のとおり
 - ①発災後の混乱期は避難者の安全確保を第1に考える。
 - ②避難所運営は、地域住民等による避難所運営組織が主体となっていく。
 - ③教育施設の場合は、教育の場の区分に努め、教育活動の再開に配慮する。
 - ④避難者同士のプライバシーの確保、要配慮者や女性、子どもの安全・安心、防犯対策に努める。
 - ⑤高齢者や障害者の特性に応じた、きめ細かい支援や備品の調達に努める。
 - ⑥各避難所においては災害種別や施設規模に応じてペット受入れ可能スペースについて検討し、ペットの避難可否を判断する。
 - ⑦感染症の感染拡大を防ぐため、十分な居住スペースの確保、換気の実施、入所時及び定期的な健康チェック等を行う。

震-143 「避難所開設・運営 活動方針」追加

(2) 避難所の開設

ア 安全確認・スペース設定

施設管理者（開設者）等は、被害を目視確認し、状況に応じて施設の一部又は全部の使用を制限する。

また、避難所として使用する場所としない場所を区別するとともに、更衣、授乳、救護スペース等を確保する。また、地域住民と協力し、落下物や障害物の除去を行う。

なお、感染症の感染拡大を防ぐため、居住スペースでは、個人若しくは家族間の距離を確保する。

イ 防災資機材の準備

(I) 感染症の感染拡大を防ぐため、マスク、非接触型温度計、接触型体温計、消毒液を用意し、避難所内には、手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかける案内を掲示する。

(3) 避難者の受け入れ

ア 避難者の誘導

施設管理者等は、地域住民と協力して安全が確認された体育館や会議室等の広いスペースに避難者を誘導する。その際、町会等毎（世帯単位）の設定に配慮する。

なお、誘導にあたっては、健康状態の良好な避難者と、健康状態がすぐれない避難者の動線及び居住スペースを分ける。

震-144 「避難者カード」修正

(4) 避難者の把握

避難者の安否確認や食糧・物資配給に対応するため、世帯ごとに「避難者名簿カード」を配布し、取りまとめる。医療対応や介護の要否、資格・災害応急対応等に役立つ特技・資格などを記入してもらうことで、以後の避難所運営に役立つ場合もある。

併せて、避難所ではなく自宅にて避難生活を送る（在宅避難者）場合も、避難者名簿カードに情報を記入してもらうことで把握する。在宅避難者へは、この情報を基に支援物資等を配布する。

※ 避難者名簿カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔資料編 8-4〕

震-145 「避難所の運営 衛生管理」修正、追加

(5) 避難所の運営

Ⅰ 衛生管理

(ア) 食品

- ・食中毒を引き起こさぬよう、製造年月日や消費賞味期限を管理しながら配給する。
- ・食べ残した弁当等の廃棄の徹底と生ごみの適正処理を徹底する。

(イ) トイレ

- ・毎日、最低午前と夕方の2回は清掃する。
- ・汲み取り型の仮設トイレは、便袋の使用を徹底する。（使用済み便袋は可燃ごみとしてビニール袋に入れ集積）
- ・感染症が疑われる避難者に対しては、専用のトイレを設け、動線についても一般の避難者と接触しないよう努める。
- ・トイレ前に消毒液を設置する。

(ロ) 入浴支援

- ・受け入れ可能な近隣の入浴施設利用を支援する。（入浴券の配布など）
- ・利用できない場合は、体をふくためのお湯とタオルを準備し、配給する。
- ・感染症が疑われる避難者に対しては、時間を分けての対応を検討する。

震-159 「土砂災害対策 市内被害確認開始」修正

(ア) 土砂災害警戒区域：5720箇所

(イ) パトロール実施箇所（急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所））：6849箇所

※内575箇所は(ア)に含む

(ロ) 土砂災害危険箇所（62箇所—※内20箇所は(イ)に含む—）

震-175 「保健衛生活動」追加, 「基本方針, 活動目標 (72 時間以内)」追加

第1 保健・環境衛生

項目	担当部局	関係機関
1 保健衛生活動	保健福祉部、保健所、 経済産業部、 <u>環境部</u>	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、 千葉県接骨師会柏・我孫子支部

基本方針

- 被災生活の影響により発生する健康被害、感染症の発生を防ぐ。
- 防疫・衛生上の観点から、消毒、し尿・廃棄物の処理を迅速に効率的・効果的に行う。

活動目標

72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所の保健衛生活動開始 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理品の確保・配付 ・食中毒予防・防疫指導 ・入浴施設確保 ◆ <u>被災地の保健衛生活動開始</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染症対策・消毒の実施</u>
--------	--

震-176 「保健衛生活動 被災地支援」追加

(3) 被災地支援

市(環境部)は、被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な感染症対策・消毒を実施する。

震-177 「廃棄物処理 活動目標 (12 時間以内, 24 時間以内)」修正

活動目標

12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発生廃棄物の種別及び発生量の推定開始 ◆ 廃棄物<u>仮置場ストックヤード</u>調査開始
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃棄物<u>仮置場ストックヤード</u>の決定 ◆ 廃棄物の収集・処理方針の決定 ◆ 応援要請

震-178 「廃棄物処理」修正

(2) 収集・処理

イ 仮置場ストックヤードの選定

(ア) 調査

南部・北部クリーンセンター、クリーンセンターしらさぎ、最終処分場の敷地内のほか、市有地等の調査を行う。道路障害物の仮置場ストックヤードについては廃棄物の仮置きが可能な市有地等の調査を行う。

(4) 選定

市有地を優先し、廃棄物仮置場ストックヤードの候補を選定し、候補地の地域住民との調整を経て仮置場ストックヤードを決定する。

エ 廃棄物の収集

避難所ごみや一般ごみ等の生活廃棄物や災害廃棄物（片付けごみ）の収集運搬方法は、被災後の状況に応じ、平時の生活ごみ搬出場所（ステーション）で災害廃棄物を収集する「ステーション収集」もしくは、災害発生時に指定する特定の場所でまとめて災害廃棄物を収集する「拠点収集(住民用仮置場等)」の実施を検討し決定する。

道路事情や避難所の開設状況、仮置場ストックヤードの状況により、通常とは異なる収集ルートとなるため安全確保を優先して収集作業にあたる。収集にあたっては、腐敗等が生じやすい可燃ごみや容器包装プラスチック類を優先し収集体制を構築する。

震-190 「被災届出証明」, 「被災者生活再建支援金 中規模半壊」追加

第1節 生活の安定化を目指す

(1) 支援金の支給・貸付

項目	担当部局	関係機関
2 罹災証明・被災届出証明の発行	財政部	千葉県土地家屋調査士

被災者生活再建支援金	「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給する。			
	被災世帯の区分 (損害割合)	基礎支援金	支援金の支給額	
			加算支援金	
	全壊(50%以上) 解体・長期避難	100万円	住宅の再建手段	支給額
			建設・購入	200万円
大規模半壊(40%台)	50万円	補修	100万円	
		賃借	50万円	
<u>中規模半壊(30%台)</u>	二	<u>建設・購入</u>	<u>100万円</u>	
		<u>補修</u>	<u>50万円</u>	
		<u>賃借</u>	<u>25万円</u>	

震-192 「被災届出証明」追加

2 罹災証明・被災届出証明の発行

各種被災者支援を早期に実施するため、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

なお、罹災証明書・被災届出証明書は住宅の応急修理等の被災者の生活再建を図る上で必要となることから、早期の復旧・復興につなげるため、遅滞なく交付できるよう実施体制を平時から構築する。

また、効率的な罹災証明書・被災届出証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

罹災証明書	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書・被災届出証明書は、罹災者の申請により、罹災台帳を確認の上発行する。原則として被害調査を行っていない場合は、調査を行なった上で後日発行する。ただし、状況に応じて罹災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）で被害が確認できる場合は、調査を省略するものとする。
-------	---

震-198/199 「キーワード検索」修正

五十音	項目	震災編内 記載ページ	
		総則、予防	応急、復旧
た 行	男女共同参画	2, 35, 40	
	地区災害対策本部	28, <u>35</u> , 42, 43, 52, <u>70</u>	86, 87, 88, 90, 91, <u>96, 97</u> , 99, <u>100</u> , 102, 103, <u>107</u> , 111, <u>114</u> , 126, 136, 153, 154
	地質	16	
	町会・自治会・区等（町会等）	14, 28, 29, 31, 32, 34, 35, 36, <u>37</u> , 38, 43, 60, <u>65</u> , 69, 70, 72	86, <u>114</u> , 136, <u>143, 155, 159</u> , 160
	電気（電力）・ガス・通信・鉄道	6, 7, 8, 9, 10, 11, 14, 23, 44, 45, 47, 48, 51, 53	89, 105, 109, 110, 115, 116, 117, 143, 147, 163, 164, 165, 195
	道路・橋梁	5, 10, 23, 46, 47, 59,	92, 116, 111, 119, 150, 151, 168, 169, 170, 195
	土砂災害対策	31, 58, 59	111, 159
	トリアージ		122, 123
は 行	ハザードマップ	32, 33, 58, 59	
	<u>被災届出証明</u>		<u>88, 114, 131, 190</u>
	備蓄体制・物資供給	4, 7, 8, 12, 13, 14, 28, 29, 30, 31, 38, 48, 50, 56, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 71, 76, 77, 80	86, 89, 91, 121, 124, 125, 132, 135, 153, 154, 177, 186
	避難勧告	52	159, 160
	避難行動要支援者	69, 70, 72	136
	避難指示（緊急）	52	159, 160
	避難準備・高齢者等避難開始	52	159, 160
避難所運営	28, 31, 33, 34, 38, 41, 43, 66, 67	86, 88, 89, 92, 93, 102, 131, 133, 140, 142, 144, 146, 180	

五十音	項目	震災編内 記載ページ	
		総則、予防	応急、復旧
は 行	避難場所・避難所	28, 30, 31, 32, 33, 34, 37, 38, 41, 43, 49, 50, 54, 55, 56, 57, 63, 66, 67, 72	86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 102, 113, 114, 117, 118, 122, 126, 131, 132, 133, 138, 139, 140, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 149, 150, 159, 175, 176, 177, 178, 180, 182, 183, 185
	複合災害	44, 45	
	ふるさと協議会	28, 29, 35, 36, 37, 38, 43, 45, 65	86, 102, 193
	ペット（避難・救護）	4, 29, 43, 63	90, 140, 145, 180, 183
	ヘリポート（臨時離着場）	54, 73, 74	87, 152
	保育園・幼稚園	30, 49, 56	90, 180
	防災アセスメント調査	20, 21, 22, 23	
	防災行政無線	43, 45, 51, 52, 54	100, 105, 109, 113, 160
	防災訓練	4, 5, 8, 10, 13, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 38, 40, 42, 43, 44, 45, 49, 61, 64, 70, 71, 72	
ボランティア	12, 14, 31, 39, 40, 41, 72, 81	89, 113, 115, 119, 126, 133, 135, 137, 138, 142, 144, 147, 174, 175, 183	
ろ	罹災証明	2	88, 114, 131, 190, 192
英 字	DMAT（災害派遣医療チーム）	62, 63	89, 121, 122, 123, 124, 131
	JMAT（日本医師会災害医療チーム）		89, 121, 123, 127, 131
	DWAT（千葉県災害福祉支援チーム）		127, 130, 136

付

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第1節 対策の考え方	第1 計画策定の主旨	付-1
	第2 基本的な考え方	付-2
	第3 前提条件	付-3
	第4 今後の課題	付-3
第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	第1 東海地震注意情報の伝達	付-4
	第2 活動体制の準備等	付-6
	第3 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	付-8
	第4 混乱防止措置	付-9
第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	第1 活動体制	付-11
	第2 警戒宣言の伝達及び広報	付-13
	第3 警戒対策	付-19
	第4 消防・危険物対策	付-20
	第5 公共輸送対策	付-22
	第6 交通対策	付-27
	第7 上・下水道、電気、ガス、通信対策	付-30
	第8 学校・病院・社会福祉施設対策	付-35
	第9 避難対策	付-39
	第10 救護救援・防疫対策・保護活動対策	付-40
	第11 水防対策	付-41
	第12 不特定多数の者が集まる施設の対策	付-41
	第13 その他の対策	付-42
第4節 住民のとりべき措置	第1 住民のとりべき措置	付-43
	第2 町会・自治会・区等のとりべき措置	付-45
	第3 事業所のとりべき措置	付-46

(注：令和2年3月修正時追記)

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。（平成29年9月）

国は本報告を踏まえ、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、これを踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、本情報（平成29年11月1日運用開始）に伴い、東海地震のみに着目した情報（「東海地震に関連する情報」）の発表は行わないこととなったため、本編（付-1～付-47）の内容については、国が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。

「南海トラフ地震に関連する情報」（令和元年5月31日修正）について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内でマグニチュード6.8以上 ^{*1} の地震 ^{*2} が発生 ○1カ所以上のひずみ計 ^{*3} での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{*2} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用する。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。